

## 令和5年度やまがたテレワーク移住準備事業費補助金交付要綱

### (目的及び交付)

第1条 知事は、本県への移住を推進するため、県外在住者がテレワークを伴う本県への移住を行った場合における当該テレワークに必要な資機材の整備等に要した経費について、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で当該移住を行った者に対し補助金を交付する。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住 県外から県内の市町村に住民票を異動し、生活の本拠を県内の市町村に移すことをいう。
- (2) テレワーク 情報通信技術等を活用し、所属する事業所以外の場所において勤務又は法人経営者若しくは個人事業主として業務を行うことをいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる補助事業者は、別表1の要件を満たす者とする。

### (補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、及び算定期間、並びに補助金の額は、別表2に掲げるとおりとする。

### (交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、令和6年3月15日までに、令和5年度やまがたテレワーク移住準備事業費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 世帯全員の転入後の住民票の写し
- (2) 世帯全員の移住前の住民票の除票の写し又は戸籍の附票の写し
- (3) 勤務先の在職証明書（様式第2号）及び勤務先にテレワーク制度があることを確認できる書類（被雇用者の場合）
- (4) 履歴事項全部証明書の写し等のテレワークで事業活動を実施していることを確認できる書類（法人経営者の場合）
- (5) 開業届出済証明書の写し等のテレワークで事業活動を実施していることを確認できる書類（個人事業主の場合）
- (6) 日付が確認できる領収書その他の補助対象経費の支払及び内訳を証する書類の写し、装備時の写真
- (7) 令和4年度やまがたテレワーク移住準備事業費補助金の交付申請に関する誓約書及び同意書（様式第3号）

(8) その他、知事が必要と認める書類

(交付決定の通知)

第6条 知事は、前条の規定による交付申請書兼変更報告書の提出があった場合において、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付決定及び額の確定又は不交付の決定を行い、当該申請者に通知するものとする。

(補助金の支払い)

第7条 知事は、前条の規定による交付決定及び額の確定を行った場合は、速やかに補助金を支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 知事は、補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が次の各号に該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消し、また、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請、報告又は不正の行為により、補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助事業に関して交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) その他、知事が不相当と認めたとき。

(補助金の返還)

第9条 補助事業者は、前条の規定による取消の通知を受けたときは、速やかに補助金を返還しなければならない。

(財産の管理)

第10条 補助事業者は、補助事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後も取得財産等管理台帳を備え、その保管状況を明らかにし、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。

(財産処分の制限)

第11条 規則第22条第1項第2号の規定により知事が指定する財産は、取得価格が1件50万円以上の機械及び器具とする。

- 2 補助事業者が規則第22条の規定により知事の承認を受けようとするときは、財産処分等承認申請書（様式第4号）に理由書を添えて知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、前項の承認をする場合、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができるものとする。
- 4 規則第22条ただし書の規定により知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過するまでの期間とする。

(書類の保管等)

第12条 補助事業者は補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、令和5年度から5年間保存しておかなければならない。

(個人情報の取扱い)

第13条 当該事業のために収集した個人情報は、山形県個人情報保護条例(平成12年10月13日山形県条例第62号)に基づき、当該事業の関係上必要な範囲で利用するものとする。

(補足)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

要件	
次の要件全てを満たす者とする。	
(1) 転入の日の前日まで1年以上継続して県外に居住し、かつ、次のいずれかに該当するものであること。	
ア 県外に存する企業等に在職している被雇用者であって、転入し、テレワークにより当該就労を継続していること。また、所属企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であること。	
イ 県外に存する企業等を経営する法人経営者であって、転入し、テレワークにより当該法人の経営を継続していること。	
ウ 県外において事業活動を行う個人事業主であって、転入し、テレワークにより当該事業を継続していること。	
(2) 令和5年3月1日から令和6年2月29日までの期間に、県外から県内の市町村に転入していること。なお、転入日については、住民票に記載される年月日をもって判断するものとする。	
(3) 本補助金の交付申請時において、県内への転入後1か月以上経過していること。	
(4) 本補助金の交付申請の日から1年以上継続して県内に居住する意思があること。	
(5) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。	
(6) 風俗営業又は性関連特殊営業に該当する事業を行う者でないこと。	
(7) 宗教活動又は政治に関する事業関係者でないこと。	
(8) 世帯員を含め、これまでに本補助金、移住支援金及び県内市町村の類似の交付を受けていないこと。	
(9) 世帯員がいる場合は、世帯員についても(5)、(6)及び(7)の要件を満たす者であること。	

別表2（第4条関係）

補助対象経費			補助金の額
区分	内容	算定期間	
テレワークに必要な費用	(1) 情報通信機器の購入費 (2) 通信契約に係る手数料 (3) オンライン会議周辺機器の購入費 (4) Web 会議用チェア等オフィス用品の購入費 (5) その他のテレワークに必要な費用	転入日前後1か月（※転入日については、住民票に記載される年月日）	補助対象経費の10分の10に相当する額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）、又は10万円のいずれか低い額

